

就労系障がい福祉サービスについて【訓練等給付】

サービスの種類と内容

就労選択支援

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、短期間の生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を受けることができます。（令和7年10月創設）

就労移行支援

一般企業等での就労を希望する方等が、就労に必要な知識や能力の向上のために、一定期間、事業所内や企業での作業や実習等の必要な訓練等を受けることができます。

就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方等について、雇用契約に基づく働く場の提供を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方等であって、雇用契約に基づく就労が困難である方について、就労や生産活動の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

就労定着支援

就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方について、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を受けることができます。

	賃金又は工賃	利用料負担 ※3
就労選択支援	原則なし ※1	あり
就労移行支援	原則なし ※1	あり
就労継続支援A型	賃金あり ※2	あり ※4
就労継続支援B型	工賃あり ※2	あり
就労定着支援	—	あり

※1 一部の事業所において、工賃が発生した場合は支払われる場合がある。

※2 【参考】就労継続支援A型の平均賃金96,516円、就労継続支援B型の平均工賃19,747円（大阪府R6年度実績）。

※3 負担上限月額について、生活保護世帯・市民税非課税世帯は0円、市民税課税世帯は9,300円（一般1：世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満の場合）若しくは37,200円（一般1以外の課税世帯）。

※4 事業者の判断により、事業者が負担することで利用者負担が減免される場合がある。

大阪市内の事業所一覧について

- 大阪市内に所在する事業所一覧につきましては、大阪市ホームページをご確認ください。
- 大阪市以外に所在する事業所の情報につきましては、事業所が所在する自治体へお問い合わせください。

- 障がい者・障がい児事業所、施設等の情報
（大阪市ホームページ）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>



就労系障がい福祉サービスについて【訓練等給付】

大阪市にお住まいの方へのご案内です。大阪市以外の方につきましては、お住まいの自治体へお問い合わせください。

利用手続き等について

- ・ 障がい福祉サービスを利用するには、「受給者証」が必要です。
- ・ 利用については、お住まいの区の保健福祉センターへご相談のうえ、申請手続きを行ってください。
- ・ 手続き等については、大阪市ホームページをご確認ください。

○ 障がい福祉サービスの利用について (大阪市ホームページ)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000613049.html>



福祉のあらしについて

- ・ 「一障がいのある方へー 福祉のあらし」は、大阪市内にお住まいの障がいがある方とその家族の方々などのための制度や施設等を紹介したものです。
- ・ 詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

○ 一障がいのある方へー 福祉のあらし (大阪市ホームページ)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000147230.html>



● 区保健福祉センター 福祉業務担当一覧 ●

区	電話番号	区	電話番号
北	6313-9857	東淀川	4809-9845
都島	6882-9857	東成	6977-9857
福島	6464-9857	生野	6715-9857
此花	6466-9857	旭	6957-9857
中央	6267-9857	城東	6930-9857
西	6532-9857	鶴見	6915-9857
港	6576-9857	阿倍野	6622-9857
大正	4394-9857	住之江	6682-9857
天王寺	6774-9857	住吉	6694-9857
浪速	6647-9897	東住吉	4399-9857
西淀川	6478-9954	平野	4302-9857
淀川	6308-9857	西成	6659-9857